

第1 審査会の結論

徳島県知事は、公文書部分公開決定を行った港湾施設（小型船舶用泊地）使用許可申請書に加えて、同申請書に添付された船舶検査証書を公文書公開請求の対象公文書として特定し、改めて公開決定等を行うべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年8月26日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇の係船料に係る書類（H26年度から現在まで）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年9月24日、実施機関は、本件請求に対し、港湾施設（小型船舶用泊地）使用許可申請書を特定し、条例第8条第2号に該当する部分を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年9月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月26日（同月30日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「本来あるべき書（申請書に添付）された資料を添付と記載がある中で、検査証書を出せ。又、船舶名及び船舶番号と所有者名を出せ。」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の内容について

公文書公開請求書によると、審査請求人は、平成26年度から現在に至るまでの、〇〇の係船料に係る書類の公開を請求している。しかし、請求の内容が長期間にわたり、かつ検索範囲が膨大であることから、実施機関は、令和元年9月10日に決定期間延長通知を送付した。また、審査請求人に連絡をとり、公開請求の目的とする文書が、「〇〇名義の申請書」であることを確認した。

その後、実施機関は、〇〇名義で提出された「港湾施設（小型船舶用泊地）使用許可申請書」を特定し、部分公開決定処分を行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求書によると、審査請求人は、部分公開された文書について、①添付書類がないこと、②船舶名及び船舶番号が公開されていないこと、③所有者名がないことを不服としている。

①について、実施機関が確認したところ、審査請求人が公開を請求しているのは、「〇〇名義の申請書」であり、添付書類は請求の対象外であった。

②について、本件処分により公開した、「申請者」、「使用施設」、「使用者名」、「船舶の長さ」、「使用期間」に加えて、「船舶名」及び「船舶番号」まで公開した場合、船舶の特定が可能となり、不利益発生の可能性が増大する。条例の目的として、「公正で開かれた県政の推進」の実現とあるが、本件のように第三者の情報についての公開に際しては、実施機関は、当該第三者に不利益の生じない必要最小限度の公開とすべきと考える。したがって、船舶名及び船舶番号については非公開とした。

③について、所有者名は申請書の記載事項ではない。

以上より、実施機関は、当該公文書公開請求書について、条例第12条第1項の規定により部分公開決定をしたものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和2年3月30日	諮問
令和6年12月24日 第1部会（第18回）	審議
令和7年1月28日 第1部会（第19回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件審査請求の内容について

実施機関は、本件対象公文書として、〇〇名義で提出された港湾施設（小型船舶用泊地）使用許可申請書を特定して本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は審査請求書において、港湾施設（小型船舶用泊地）使用許可申請書に添付された船舶検査証書も公開すべき旨主張しており、本件対象公文書の特定について争いがあるものと認められるため、以下、本件対象公文書の特定の妥当性について検討する。

2 公文書の特定について

実施機関は、審査請求人に連絡をとり、審査請求人が公開を求めている文書が、〇〇名義の申請書であり、申請書の添付書類は公開請求の対象外であることを確認したと説明しているのに対し、審査請求人は、申請書の添付書類がないと主張している。

この点については、社会通念上、申請書は、いわゆる鑑文に加え当該申請の審査に必要な添付書類も含めて申請書として取り扱われるものであることから、公文書公開請求において添付書類を含めないとの意思が明らかでない限り、添付書類を含めた一連の書類が対象公文書であると解すべきである。実施機関が説明するように、本件対象公文書を申請書の鑑文である本件公文書と特定し、添付書類は請求の対象外であることを確認したのであれば、公文書公開請求書の補正を求めることにより、公開請求の対象となる公文書についての解釈を明確にしておくべきであるが、本件公文書公開請求においては、このような補正は行われていない。

以上により、実施機関が本件対象公文書を港湾施設（小型船舶用泊地）使用許可申請書の鑑文と特定したことは、審査請求人の本件公文書公開請求に係る意思を誤って解釈した、不適切なものであると言わざるを得ない。

よって、実施機関においては、〇〇名義で提出された港湾施設（小型船舶用泊地）使用許可申請書の鑑文に加え、添付書類を含めた同申請書全体を本件公文書公開請求の対象公文書として改めて特定し、公開決定等を行うべきである。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	